

令和4年度 第2回 国及び地方公共団体向け障害者職業生活相談員資格認定講習実施要領

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）については、令和元年6月14日に公布された障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第36号）による改正により、国及び地方公共団体の任命権者は、5人以上の障害者（法第79条第1項で定める障害者に限る。以下同じ。）である職員が勤務する機関において、障害者職業生活相談員（以下「相談員」という。）を選任することが義務づけられたところである。

法第79条第1項に定める相談員の資格要件の1つとして、「厚生労働大臣が行う講習を修了したもの」であることが定められたことを踏まえ、障害者の職業生活全般にわたる相談、指導に関する事項を習得することを目的とする障害者職業生活相談員資格認定講習（以下「資格認定講習」という。）を以下のとおり実施する。

1 開催日時

- (1) 基礎編・実務編（必須項目） 定員 50名
令和4年10月13日（木）9：00～17：00（受付8：45～）
- (2) 応用編（特別支援学校見学）
実施しない。

2 開催場所

名古屋中公共職業安定所 10階第1・2会議室
（名古屋市中区錦2-14-25 ヤマイチビル）

3 対象者

資格認定講習の受講対象者は、5人以上の障害者が勤務する愛知県内の国及び地方公共団体の機関であって新たに相談員を選任する必要がある機関において、相談員として選任が予定される職員で資格認定講習の受講が必要な者。

4 講師

- (1) 一般社団法人愛知県就労促進協会 理事 河原 本芳
- (2) 愛知県労働局就業促進課 課長補佐 松永 由美
- (3) 名古屋中公共職業安定所 職場定着支援員 松岡 毅
- (4) 職業安定部職業対策課 職員4名
(1)のみ謝金等の支払いあり。

5 内容

基礎編・実務編（計 390 分）

- ア 障害者雇用の理念と障害者雇用対策の動向（45 分）基礎編
- イ 障害者職業生活相談員の役割（45 分）基礎編
- ウ 障害者職業生活相談員の活動の実際（60 分）実務編
- エ 機関における障害者の雇用管理の実際（45 分）実務編
- オ 就労支援機関の役割と活用（45 分）基礎編
- カ 適職の選定、能力の開発、教育訓練（60 分）実務編
- キ 障害別にみた雇用の実際（90 分）実務編

6 周知方法

各関係機関への郵送による周知と労働局ホームページに掲載。

7 申込方法

所定の参加申込書に必要事項を記入の上、令和 4 年 9 月 9 日（金）までに以下申込先あてに郵送で申し込む。

【申込先及び問合せ先】

愛知労働局職業安定部職業対策課

地方障害者雇用担当官 大場

就労支援コーディネーター 足立

郵送先 〒460-0003 名古屋市中区錦 2-14-25 ヤマイチビル 13 階

電 話 052-219-5507

8 新型コロナウイルス感染症対策

- (1) 受講者、講演者等参加者全員が必マスク着用を実施。
- (2) 体温測定を実施。37.5 度以上の方や風邪等の症状のある方は受講をさせない。
- (3) 会場内で新型コロナウイルス感染者が発生した場合は、必要に応じ保健所等への公的機関に対し参加者の個人情報を提供する。
- (4) 新型コロナウイルスの感染状況によっては、開催を中止する。